

青年海外協力隊兵庫大阪 OB 会短艇部会 執行部設置規約

第 1 条（目的）

定款第 22 条第 4 項の規定により当会執行部の設置その他の事項は本規定の定めるところによる。

第 2 条（設置場所）

当会執行部は、兵庫県神戸市灘区上野通 5 丁目 8 番 12 号 1 階 有限会社電創社内に置く。

第 3 条（業務）

当会執行部は、当会の本拠地として、部会運営にまつわるあらゆる事務を取り扱う。ただし、執行部が必要と認めた場合は、他の場所にて同業務を取り扱う事ができる。

第 4 条（執行部常設役員の任命）

執行部の役員として、以下の者を任命する。

- ①部長：片桐雅量
- ②副部長：西山美保
- ③経理長：濱田 美幸

2 各役員の任期は、平成 22 年 11 月 7 日までとする。

第 4 条（その他）

この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、執行部で決する。

附則

この規約は平成 23 年 1 月 9 日より実施する。